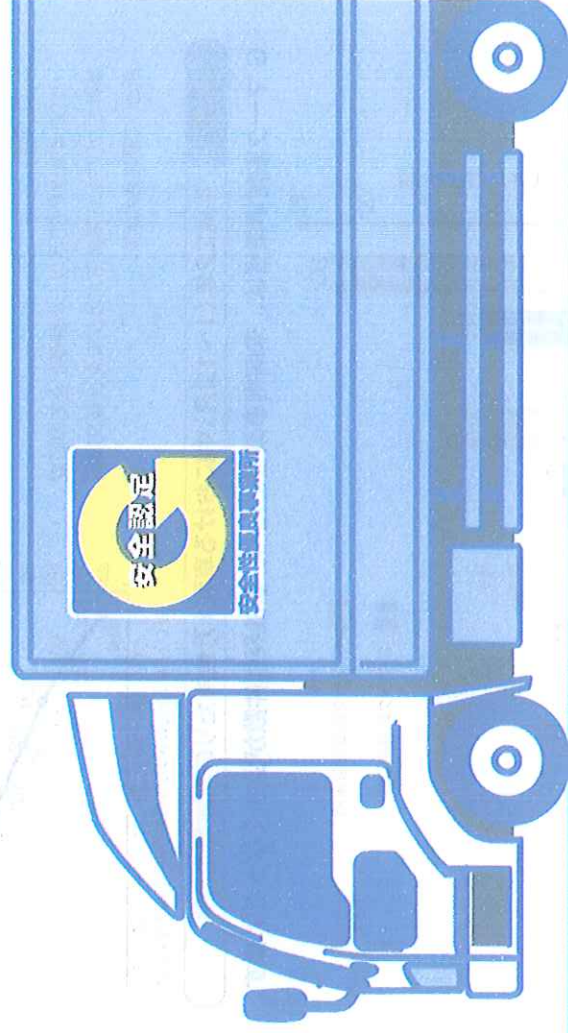


運送を依頼される際は
Gマークの事業所をお選びください



「安全性優良事業所」認定のGマークは、
厳正な審査により高評価を得た事業所
のみに与えられる“安全性”の証です。
Gの由来はGood「よい」、Glory「繁栄」
の頭文字Gを取ったものです。

安全・安心な
Gマークの
運送事業所を
ご利用ください



〒163-1519 東京都新宿区西新宿 1 丁目 6 番 1 号
新館エルクワース 19 階
TEL 03-5323-7245 FAX 03-5323-7230

お問合せ先



〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8
TEL: 092-451-7846 FAX: 092-451-7984

国土交通大臣指定

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



公益社団法人
全日本トラック協会

「安全性優良事業所」は厳正な審査により評価・認定された頼れる運送事業者です。

安全性優良事業所とは

荷主企業がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（公益社団法人全日本トラック協会）が認定した運送事業者です。

公平な評価

全国実施機関で審査を行い、安全性評価委員会が公平に評価し認定されます。安全性評価委員会は、内外の専門家や一般消費者、国土交通省職員及び全国実施機関担当役員で構成されています。

3テーマ38項目の厳しい評価項目

「安全性に対する法令の遵守状況」

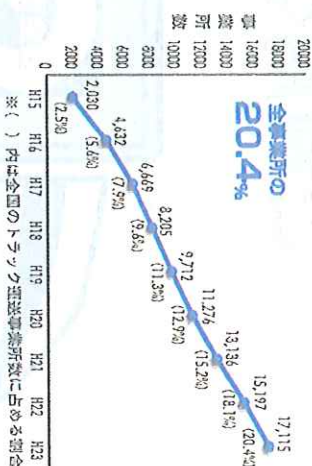
「事故や違反の状況」

「安全性に対する取組の積極性」

の3つのテーマに、計38の評価項目が設けられています。

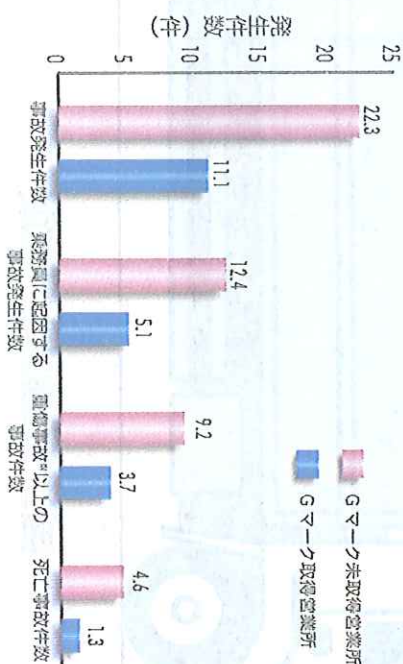
100点満点中80点以上の評価と全ての認定要件をクリアした事業所だけが安全性優良事業所として認定されます。

認定事業所の推移



平成22年（1～12月）中における車両1万台あたりの事故発生件数

Gマーク取得事業者は、未取得事業者に比べ、事故発生件数か少なくなっています。

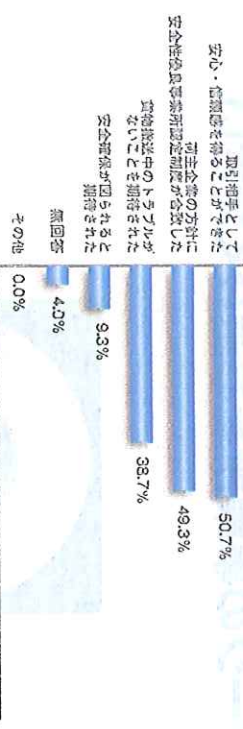


※取組事故とは、11日以上医師の治療を要する障害等が発生した事故をいう（自動車運送適正化事業実施機関令第5条第2号又は第3号）。

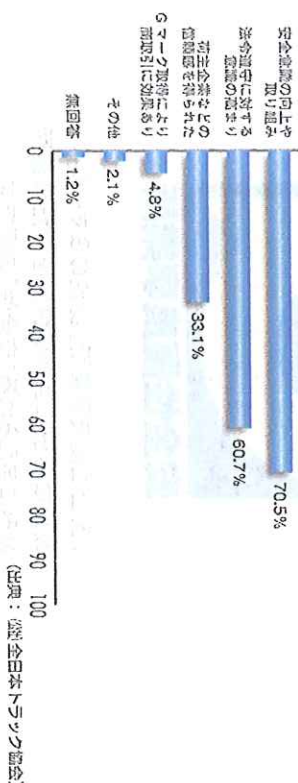
出典：自動車事故報告規則に基づく平成22年（1月～12月）の事故報告数のデータを引用。（出典：国土交通省）

認定事業者に聞きました

Q. 新たな荷主企業から取引契約が得られた理由は何だと思えますか？（複数回答）



Q. 安全性優良事業所の認定を受け、どんな点がよかったですか？（複数回答）



「安全性優良事業所の認定制度」は、産業界も注目しています。

②日本経済団体連合会「安全運送に関する荷主としての行動指針」

（平成15年10月21日制定）より改訂

1. 法令を遵守し、運送事業者に対して、過剰な要求や高き制限違反等の法令違反となるような要求はしない。
2. 運送事業者の選定にあたっては、ISO9001基準や安全性優良事業所認定制度などの客観的な基準を積極的に活用する。
3. 法令違反を繰り返す運送事業者に対しては、取引の停止などを含め、毅然とした態度で臨む。
4. 運送事業者との協力のもと、安全運送に関する定期的な協議・会合の実施、安全レビューの配布など安全運送の確保と啓蒙活動に努める。